

熊本地震から早くも4年目を迎えようとしています。被災された方々の生活再建を目指して地域支え合いセンターでは、今後も安心して日常生活を送る事ができるよう見守りや相談などの総合的な支援を継続していきます。

仮設入居世帯の移り変わり(令和2年3月10日現在)

仮設の建設数と残数 村内住宅の特列入居含む

仮設日	陽ノ丘	長陽	下野	加勢	室南	室2	岸野	岩坂	計
退去日	8/19	6/24	10/4	8/24	8/3	8/25	8/1	6/24	
建設数	92	56	68	65	57	13	7	43	401
令和元年9月	22	14	16	11	2	0	1	0	66
令和2年3月	13	5	3	8	0	0	0	0	29

みなし仮設の地区と残数 東海大学生の該当者なし

地区名	南阿蘇村	大津町	菊陽町	熊本市	その他	計
平成28年10月	82	142	58	713	68	1063
令和元年9月	6	4	2	3	2	17
令和2年3月	5	1	1	1	高森1・荒尾1	10

巡回訪問



仮設巡回



再建状況の聞き取り訪問



みなし訪問



防犯パトロールと訪問

災害公営住宅と入居数

災害公営住宅	下西原1期	下西原2期	黒川西部	馬立	合計
入居者数(人)	52	34	12	51	149
入居戸数(件)	28/28	14/16	6/10	40/40	88/94

仮設住宅

サロンの様子



仮設団地みんなの家で活動をしました



災害公営住宅

婦人会によるお楽しみ会



もちをまるめながら話もはずみました



オカリナ演奏会

移動販売車



待ちに待ったお買い物

お知らせ

地域支え合いセンターは行政からの委託で、社会福祉協議会が運営しています。令和2年度も支え合いセンター事業を実施します。仮設住宅のほか災害公営住宅、再建された世帯へ訪問します。

困り事や悩み事など一人で抱え込まず、遠慮せず先ずご相談ください。専門の機関、団体と連携して解決に向けた安心できる支援(秘密厳守・相談無料)を行いますのでよろしくお願いします。

令和2年4月からの体制

- ▶ センター長 1名
- ▶ 主任生活支援員 1名
- ▶ 生活支援相談員 1名

申請期限が延長されました 「すまいの再建」4つの助成金

延長前の申請期限
令和2年(2020年)2月28日



延長後の申請期限

令和3年(2021年)3月31日

「すまいの再建」4つの助成金とは…

① 自宅債権利子助成

自宅を再建するために
金融機関等から
融資を受けた際の
※収入要件があります。

利子の一部を助成

② リバースモーゲージ 利子助成

自宅を再建するために
金融機関等から
リバースモーゲージ
融資を受けた際の

利子の一部を助成

③ 民間賃貸住宅 入居支援助成

再建先として
民間賃貸住宅に
入居した際の
初期費用分を

一律20万円

④ 転居費用助成

再建先へ引っ越した際の費用を

一律10万円

対象となる世帯



熊本県内に住まいを再建された
次のア〜ウの世帯です。

- ア 全壊又は大規模半壊の
り災証明書の交付世帯
- イ 半壊の り災証明書の交付世帯で
その住宅が解体となった世帯
- ウ 応急仮設住宅を供与期間内に退
去した世帯(みなし仮設住宅含む)

住まい給付金について

すまい給付金とは、住宅を購入した人が現金をもらえる制度のことです。もらえる額は年収などによって決まり、最高で30万円となっています。

【すまい給付金もらえる条件】

- (1) 年収510万円以下 ※家族構成によって異なる
- (2) 住宅ローンを利用すること ※50歳以上かつ年収650万円以下であれば利用なしでもOK
- (3) 自分が住むこと
- (4) 床面積が50㎡以上であること
- (5) 品質が担保された住宅であること
 - ・新築なら、住宅瑕疵担保責任保険に加入or建設住宅性能表示制度を利用
 - ・中古なら、不動産会社が売主であること。また、既存住宅売買瑕疵保険に加入or既存住宅性能表示制度を利用

なお、申請は住宅の引き渡しを受けてから1年(当面の間、1年3か月に延長)以内となっています。また、制度そのものは2021年12月31日までに引き渡し・入居した住宅が対象です。期限を過ぎると給付金をもらえなくなるので注意しましょう。

被災者生活再建支援金

(対象は、全壊・大規模半壊・半壊解体世帯)

被災者生活再建支援金の申請 R3.5.13 まで
賃貸→新築・購入
差額の請求もれはありませんか？

*申請や詳しい事に関しては各々違いますので
下記へお問い合わせください。

役場・復興推進課 0967-67-1113

県の住まい対策室 096-333-2839

熊本県弁護士会 096-325-0009

シリーズ健康雑学

file 9

コロナウイルス



風邪やインフルエンザ予防と同様にマスク、手洗いで各個人が予防に努めましょう。正しい情報を持つことが大事な為何かあったら相談しましょう。

不安時は熊本県ホームページ等をご参照下さい。

お問い合わせ先

健康推進課 0967-67-2704

お問い合わせ

お気軽にご相談ください。

南阿蘇村地域支え合いセンター

南阿蘇村大字久石2705
(南阿蘇村社会福祉協議会内)

☎ 0967-67-3607

Fax 0967-67-0806



編集後記

卒業、入学、就職と夢や希望を抱き、新たな一歩を踏み出す桜の季節を迎えました。地域支え合いセンターでは、これからも被災者の方々に寄り添った支援を行ってまいりますのでよろしくお願いたします。